



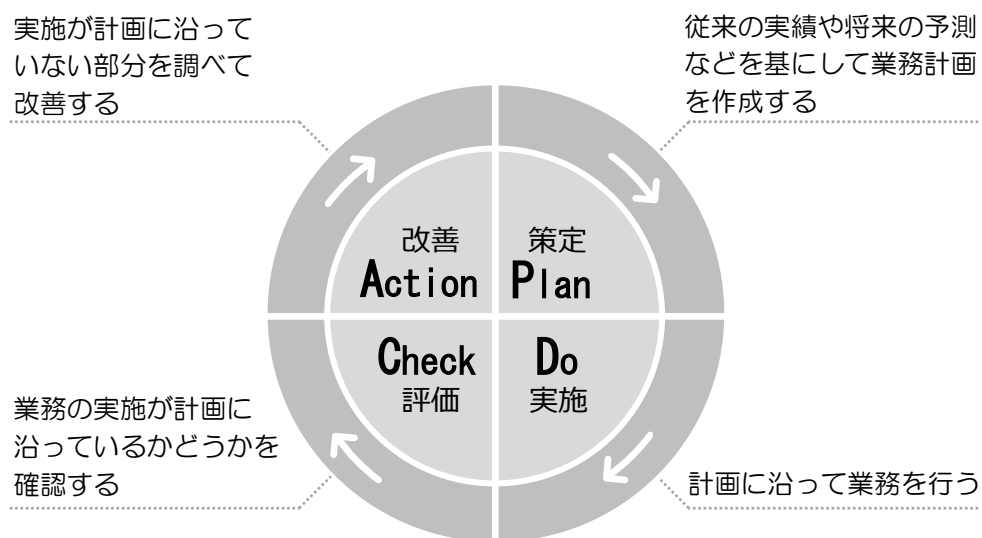
第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理・評価方法

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に施策の進行状況について把握するとともに、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

PDCAサイクルのイメージ



2 関係機関との連携強化

(1) 庁内各部署の連携強化

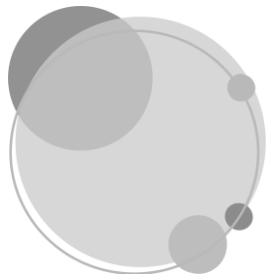
本計画は、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲に関連するため、庁内の各部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する各種団体等との連携、そして、地域の方たちの協力や参加が必要です。そのため、住民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と各種団体、地域住民との連携を図ります。

(3) 国や県との連携

子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも密接な連携を図りながら計画の推進に努めます。



參考資料

1 策定経過

開催日時	検討内容等
平成30年12月20日	平成30年度 第1回大和町子ども・子育て会議 (1) 大和町子ども・子育て支援事業計画の推移について (2) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定について
平成31年1月22日 ～2月8日	「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施 就学前児童(0歳～5歳)の保護者アンケート 配布1,000通 有効回答数501通 有効回答率50.1% 小学生児童(6歳～11歳)の保護者アンケート 配布1,000通 有効回答数470通 有効回答率47.0%
平成31年3月26日	平成30年度 第2回大和町子ども・子育て会議 (1) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果<速報>について
令和元年7月30日	令和元年度 第1回大和町子ども・子育て会議 (1) 大和町子ども・子育て支援事業計画の推移について (2) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告について
令和元年11月1日	令和元年度 第2回大和町子ども・子育て会議 (1) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年12月2日～27日	第2期大和町子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募集(パブリックコメント)実施
令和2年2月17日	令和元年度 第3回大和町子ども・子育て会議 (1) 第2期大和町子ども・子育て支援事業計画の最終案について

2 大和町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に基づき、同項の合議制の機関として、大和町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大和町条例第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 大和町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成29年4月1日～令和2年3月31日

氏名	選出区分	機関・役職等	備考
菅原 昭浩	学識経験者	大和町子ども会育成連合会長	会長
高橋 栄子	労働者の代表者	くろかわ商工会女性部副部長	
安田 剛	子どもの保護者	大和町立吉岡小学校PTA会長	H31.4.1～ R2.3.31
田中 朋子		もみじが丘幼稚園保護者代表	
山田 誠峰	事業主の代表者	特別養護老人ホーム まほろばの里たいわ 施設長	
遠藤 弥一郎	事業の従事者	学校法人たちばな学園 みやの森幼稚園長	
佐々木 裕美		子育てサロンきらきら代表	
工藤 史		社会福祉法人柏松会 大和すぎのこ保育園長	
渋谷 裕		社会福祉法人宮城愛育会 杜の丘保育園長	
樋川 研吾	学識経験者	大和町校長会代表（落合小学校長）	
鈴木 由子		大和町地域活動連絡協議会代表 （吉岡児童館 ひだまりクラブ会長）	副会長
佐藤 ゆり子		大和町教育委員	H29.4.1～ R1.9.30
木皿 田鶴子			R1.10.1～ R2.3.31
高橋 栄次		大和町社会教育委員	
安海 啓子		主任児童委員	
櫻井 和彦		行政機関	教育総務課長
小野 政則	子育て支援課長		

4 用語解説

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

家庭的保育

児童福祉法に基づいて市区町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

放課後子供教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【数字／英字】

1号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、3歳以上の小学校就学前で、幼稚園や認定こども園で教育を受ける児童。

2号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前で、保育を必要とする児童。

3号認定

子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳未満の保育を必要とする児童。

第2期大和町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 大和町 子育て支援課

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば1丁目1番地

TEL 022-345-7503 FAX 022-345-7240
